



2026年1月28日

## 各 位

会社名 株式会社みらいワークス  
代表者名 代表取締役社長 岡本 祥治  
(コード番号: 6563 東証グロース)  
問合せ先 取締役コーポレート部長 池田 真樹子  
電話番号 (03-5860-1835)

### 業績連動型株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年1月28日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### I. 処分の概要

(1)	処分期日	2026年2月20日
(2)	処分する株式の種類および数	当社普通株式 78,900株
(3)	処分価額	1株につき647円
(4)	処分価額の総額	51,048,300円
(5)	割当予定先	当社の取締役(※) 2名 53,500株 当社の執行役員 3名 25,400株 ※社外取締役を除く。

##### II. 処分の目的および理由

当社は、2022年12月23日開催の第11回定時株主総会において、当社取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員(以下、対象となる取締役と合わせて「業績連動株式対象者」という。)を対象に、業績連動株式対象者が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、株主の皆様との価値共有を一層進める目的として、業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入を決定し、また、2025年12月23日開催の第14回定時株主総会において、本制度の一部改定を行うことにつき、ご承認をいただいております。

当社は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役及び執行役員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、業績連動株式対象者における更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計51,048,300円(以下「本金錢報酬債権」という。)、普通株式78,900株を付与することといたしました。

また、業績連動株式対象者が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、株主の皆様との価値共有等を進めるという本制度の導入目的に鑑みまして、今回処分する自己株式に係る評価指標を「2029年9月末日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の終値の1か月平均(当日を含む21取引日)に発行済株式総数(自己株式を除く)を乗じた時価総額が一度でも100億円以上となること」といたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である業績連動株式対象者が当社に対する本金錢報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について割当を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と業績連動株式対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)の概要は、下記Ⅲのとおりです。

### III. 割当契約の概要

#### 1 謙渡制限期間

处分期日から2029年9月末までの間（以下「本謙渡制限期間」という。）とし、本割当株式について謙渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

#### 2 謙渡制限の解除

以下の（1）及び（2）に記載の条件を全て満たした場合、本謙渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において業績連動株式対象者が保有する本割当株式の全てについて、謙渡制限を解除する。

- (1) 本謙渡制限期間中、継続して、業績連動株式対象者が当社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったこと、又は業績連動株式対象者が本割当株式の交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後三月を超えた日以後本謙渡制限期間中に、当社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位において死亡により退任又は退職したこと
- (2) 2029年9月末日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の終値の1か月平均（当日を含む21取引日）に発行済株式総数（自己株式を除く）を乗じた時価総額が一度でも100億円以上となること

#### 3 謙渡制限解除に連動した金銭報酬

納税資金確保の観点から、「謙渡制限の解除」の条件をすべて満たした場合、業績連動株式対象者ごとに謙渡制限解除株式数に連動して、次の算定式により算出した金額を金銭報酬として支給することとする。

##### [算定式]

金銭報酬額=謙渡制限解除株式数×本謙渡制限期間が満了した日（当該日が東京証券取引所の営業日でない場合は、その直前の営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値×40%

#### 4 無償取得事由

- (1) 本謙渡制限期間中に、業績連動株式対象者が法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、当社は、本割当謙渡制限株式の全部又は一部を当然に無償で取得することができる」とする。
- (2) 本謙渡制限期間中に、業績連動株式対象者が当社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合（ただし、退任と同時に取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位のいずれかに就任または再任する場合及び死亡による退任の場合を除く）には、無償取得の対象となる本割当株式に関する振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本割当株式の全部を無償で取得する。

#### 5 株式の管理

本割当株式は、謙渡制限期間中の謙渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、謙渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した謙渡制限付株式の専用口座において管理する。

#### 6 組織再編等における取扱い

謙渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、謙渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謙渡制限を解除する。

### IV. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年1月27日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である647円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上